

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 22 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成 21 年 2 月 18 日（水曜日）	開会 13 時 30 分	閉会 17 時 29 分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	山口、荒木、渡辺、堀、酒井、堀田 委員外～窪之内	事務局	中嶋事務局長
欠席委員	なし		田湯次長
説明員	別紙のとおり		議 件
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 平成 20 年度滝川市立病院事業会計補正予算(第 3 号)について		
	(2) 公立病院改革プランについて		
	(3) D P C 対象病院への手挙げについて		
	(4) 滝川市手数料条例の一部改正について		
	(5) 滝川市民福祉条例の一部改正について		
	(6) 平成 20 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について		
	(7) 国民健康保険税(介護給付金分)の課税限度額について		
	(8) 平成 21 年度高医療費市町村の指定について		
	(9) 平成 20 年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について		
	(10) 後期高齢者医療制度の特別対策に係る広報等の実施状況について		
	(11) 平成 20 年度滝川市一般会計補正予算について		
	(12) 北興化学工業における埋設農薬の処理について		
	(13) アライグマ対策講習会の開催について		
	(14) 滝の川墓地における墓碑の傾斜への対応について		
	(15) 滝川市安全・安心地域づくり条例案要綱について		
	(16) 平成 20 年度滝川市一般会計補正予算について		
	(17) 滝川市障がい福祉計画について		
	(18) 生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について		
	(19) 平成 20 年度滝川市一般会計補正予算について		
	(20) 滝川市子ども未来づくり条例の制定について		
(21) 新年度予算関連(ファミリーサポートセンターの開設ほか)について			

議 事 の 概 要	(22) 定額給付金及び子育て応援特別手当について
	(23) 平成 20 年度滝川市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第 2 号)について
	(24) 条例制定・改正
	・保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例制定について
	・介護保険条例の一部改正について
	・地域包括支援センター条例の一部改正について
	・基金条例の一部改正について
	(25) 第 4 期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画概要(案)について
	○ 所管事務等に対する通告質問について(渡辺議員)～別紙
	2 第 1 回定例会以降の調査事項について
	別紙調査事項のとおりとすることに決定した。
	3 その他について
	なし
	4 次回委員会の日程について
	正副委員長に一任することとした。
上 記 記 載 の と お り 相 違 い ない。 厚生常任委員長 山 口 清 悦 ㊞	

平成21年2月17日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成21年1月28日付け滝議第165号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部参与	江 上 充 明
総務部主幹	立 野 公 久
市民生活部長	西 村 孝
市民生活部くらし支援課長	深 瀬 文 彦
市民生活部くらし支援課主幹	樋 郡 真 澄
市民生活部くらし支援課副主幹	千 葉 豊
市民生活部くらし支援課副主幹	岸 祐 一
市民生活部市民課長	榎 木 康 人
市民生活部市民課主幹	寺 崎 りえ子
市民生活部市民課副主幹	堀 勝 一
市民生活部市民課副主幹	中 川 祐 介
市民生活部市民課主査	梅 津 敏 彦
保健福祉部長	狩 野 道 彦
保健福祉部福祉課長	橘 弘 恭
保健福祉部福祉課副主幹	谷 本 敏 史
保健福祉部福祉課副主幹	国 嶋 隆 雄
保健福祉部子育て応援課長	佐々木 哲
保健福祉部子育て応援課主査	杉 山 敏 彦
保健福祉部子育て応援課こどもセンター副所長	伊 藤 澄 江
保健福祉部介護福祉課長	山 崎 猛
保健福祉部介護福祉課副主幹	高 田 和 昌
保健福祉部介護福祉課主査	米 澤 敬 子
保健福祉部介護福祉課主査	深 村 栄 司
市立病院事務部長	東 照 明
市立病院事務部参事	居 林 俊 男
市立病院事務部事務課長	鈴 木 靖 夫
市立病院事務部事務課企画診療情報管理室長	朝 倉 あつ子

(総務部総務課総務グループ)

第22回 厚生常任委員会

H21. 2. 18(水) 13:30
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《市立病院》

- | | | |
|-----------------------------------|------|-------|
| (1) 平成20年度滝川市立病院事業会計補正予算(第3号)について | (資料) | 事 務 課 |
| (2) 公立病院改革プランについて | (資料) | 〃 |
| (3) D P C対象病院への手挙げについて | (口頭) | 〃 |

《市民生活部》

- | | | |
|---------------------------------------|------|--------|
| (4) 滝川市手数料条例の一部改正について | (資料) | 市 民 課 |
| (5) 滝川市民福祉条例の一部改正について | (資料) | 〃 |
| (6) 平成20年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について | (資料) | 〃 |
| (7) 国民健康保険税(介護給付金分)の課税限度額について | (資料) | 〃 |
| (8) 平成21年度高医療費市町村の指定について | (資料) | 〃 |
| (9) 平成20年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について | (資料) | 〃 |
| (10) 後期高齢者医療制度の特別対策に係る広報等の実施状況について | (資料) | 〃 |
| (11) 平成20年度滝川市一般会計補正予算について | (資料) | くらし支援課 |
| (12) 北興化学工業における埋設農薬の処理について | (資料) | 〃 |
| (13) アライグマ対策講習会の開催について | (資料) | 〃 |
| (14) 滝の川墓地における墓碑の傾斜への対応について | (資料) | 〃 |
| (15) 滝川市安全・安心地域づくり条例案要綱について | (資料) | 〃 |

《保健福祉部》

- | | | |
|---|------|------------|
| (16) 平成20年度滝川市一般会計補正予算について | (資料) | 福 祉 課 |
| (17) 滝川市障がい福祉計画について | (資料) | 〃 |
| (18) 生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について | (口頭) | 〃 |
| (19) 平成20年度滝川市一般会計補正予算について | (資料) | 子育て応援課 |
| (20) 滝川市こども未来づくり条例の制定について | (資料) | 〃 |
| (21) 新年度予算関連(ファミリーサポートセンターの開設ほか)について | (資料) | 〃 |
| (22) 定額給付金及び子育て応援特別手当について | (資料) | 子育て応援課・総務課 |
| (23) 平成20年度滝川市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)について | (資料) | 介護福祉課 |

- (24) 条例制定・改正 (資料) 介護福祉課
- ・保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例制定について
 - ・介護保険条例の一部改正について
 - ・地域包括支援センター条例の一部改正について
 - ・基金条例の一部改正について
- (25) 第4期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画概要 (資料) //
- (案)について

○ 所管事務等に対する通告質問について (渡辺議員) ～別紙

2. 第1回定例会以降の調査事項について～別紙

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

○閉 会

第 22 回 厚生常任委員会

H21. 2. 18(水) 13 時 30 分

第一委員会室

開 会 13:30

委員動静報告

委員 長 全員出席。委員外～窪之内。北海道新聞の傍聴を許可する。きょうはごらんとおり案件が多くなっているので説明及び質疑を簡潔にお願いします。

1 所管からの報告事項について

委員 長 (1)から(3)について説明願う。

(1)平成 20 年度滝川市立病院事業会計補正予算(第 3 号)について

(2)公立病院改革プランについて

東 部 長 (別紙資料に基づき説明する。)

(3)DPC対象病院への手挙げについて

東 部 長 DPCの導入については、平成 18 年 11 月及び 19 年 5 月の厚生常任委員会で説明してきた。当院では平成 19 年度と 20 年度は準備病院ということで厚生労働省に必要な資料を提供してきたが、2 月 9 日に対象病院になる資格がある旨の連絡があり、21 年度から対象病院になる場合は 2 月 11 日までに意思表示をするということが出てきた。以前の厚生常任委員会でも説明したが、診療報酬の大きな流れとして DPC という包括評点の診療報酬請求ということで病院内部でもいろいろ議論し、運営会議でも検討した結果、流れとして DPC 対象病院になることが必要と判断し、4 月から DPC による請求に切りかえていきたいと考えている。

委員 長 説明が終わった。(1)は議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

酒 井 DPCに関連して伺う。4 月から変更するという事で、これまでの説明の中では準備病院として必要なシステム等の整備などが行われているということだったが、特に 4 月から変更される部分では患者さんにかかわる部分が大きくなるとの説明だったと思う。4 月から実施していくことでこれまでと大きく変わるところはどんなところか。特に患者さんに関してどういった部分が変わってくるのか伺う。いわゆるマルメの部分でわかりやすく説明しなければならないと思うが、そういうことも含めて説明願う。

東 部 長 DPCについては、入院の基本的な部分については一日幾らという包括になるが、ドクターフィーや例えば手術などの部分については出来高部分ということが並存してくる。具体的には診療報酬の請求の仕方が変わってくことで、結果的には患者さんの 3 割、2 割、あるいは 1 割といった負担の部分が幾らか変わってくるが、基本的には大きな変更はないと考えている。ただ、患者さんへの PR は必要と考えているので、広報 4 月号での掲載、あるいは院内における掲示等々の周知対応を考えている。

酒 井 DPC が変わることにより例えば手術なども日帰り手術が多くなったり、検査も入院しないで先に済ませ、手術を行った後にすぐ退院してまた検査というように患者さんに負担がかかる部分が多くなることもあると聞いているので、そうした部分で正しく対応していただきたい。

委員 長 他に質疑はあるか。

渡 辺 ① 採算等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供することは、公立病院の役目としては大変大事なことと思う。医師の確保の面を含め民間が

提供困難なことを公立病院が担えば採算性で極めて問題があるのではないかと全国的に言われているが、担当部局としてどのように受け取っているのか。また、例えば赤字が出た医療科目を提供しているとなかなか公立病院としては難しいということになるが、そのときに財政支援を簡単にしてくれるのかどうか調べた結果を伺う。

東 部 長

自治体病院学会などでいろいろ情報交換をしてもすこぶる評判の悪いプランだが、一方では自治体病院の七、八割が赤字という部分では謙虚に自分たちの改革、健全経営への取り組みも必要と思っているので、基本的に努力するものは努力し、要求するものは要求していくということで自治体病院学会などを通して、あるいは国への要望、全国市長会等々の中でも必要なものについては要望していきたい。財政支援について具体的にどうなるのかは正直言ってよく見えないところがあるが、新年度の国の予算の説明では700億円を新たに措置しているということで、小児救急や産婦人科の問題などについて重点的に配分する。あわせて普通交付税における見直しという部分もあるので期待はしているが、影響額がどれくらいになるのかは明確ではない。ただ、基本的に国としては、必要な支援はしているのだからそれで赤字にならないように努力しなさい、赤字にならないためには病院会計だけでできないなら一般会計の負担をどうするのか明確にしなさい、それでもやれないなら民間譲渡にするなり、廃院、診療所化するなりしなさいといったことを突きつけられている状況なので、自治体病院にとっては相当きつい要求ととらえているところである。

委 員 長

他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員

① 医療機器の人工呼吸器は何台購入するのか。

② 7%の起債の借りかえによる利息軽減の効果額は幾らか。

東 部 長

① 今回448万7,000円としているのは、小児にも使える人工呼吸器を買いたいということで1台を予定している。

② 新たに借りかえる金利が幾らかまだ決まらないが、今までの市場の部分で推測すると21年度予算で3,100万円くらいは利息軽減の効果が出ると考えている。

委 員 長

他に質疑はあるか。(なし)(1)から(3)については報告済みとする。(4)、(5)について説明願う。

(4) 滝川市手数料条例の一部改正について

寺崎主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

(5) 滝川市民福祉条例の一部改正について

榎木課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わった。(4)、(5)については議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

堀

住民基本台帳カードの現状の利用者はどのぐらいいるのか。

寺崎主幹

住民基本台帳カードの交付は平成15年8月から始めているが、1月末時点で約1,000枚を交付している。数年経過しているため既に亡くなられている方や市外へ転出された方のカードは有効ではないが、実際に住民でカードを有効で所持の方は800人ちょっととなると思う。

堀

今年度3回ぐらい周知することだが目標数値があれば伺う。

寺崎主幹

目標の数字をつかむのは非常に難しい。予算的には少額ではあるが住基カードの購入用として持っており、状況によって補正していきたいと思っている。対

象になる人数に関しては運転免許所等を持っていない方1万1,190人が該当し、そのうち自分で窓口に来て申請ができる方となると、住基カードを取得するには本人申請が原則で自分でパスワードの設定といったこともしていただくことになるので、身分証明として使うのに必要なものではないが、カードを有効にするためのひとつの機能なので、そういうことが自分で行える方ということである程度の制限というか自主的に行える方と考えると1万1,000人の中からそういった方が除かれる。また、小さいお子さんに関しても自分で身分証明書を提示しなければならないといったことがないので省かせていただくと、数字はつかんでいないがここからかなり落ちると思う。実際に取りたいという方についても、すべての方がそういった場面が常にあるのかということそういうわけでもないで、なかなかPRしても意識をここには向けてくれないような気がするが、この機会なのでぜひ持っていただこうといういろんな場面でPRしていこうと思っている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(4)、(5)については報告済みとする。(6)、(7)について説明願う。

(6) 平成20年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

(7) 国民健康保険税(介護給付金分)の課税限度額について

榎木課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。(6)については議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

酒井

市税条例の一部改正について伺う。最後に「課税限度額を法定限度額にあわせることが、国の特別調整交付金(経営姿勢分)交付の重点指標とされている」ということで、重点指標というのは国のほうでここは具体的に取り組まれているので◎だとか、A、B、Cであるとか具体的に見えてくるものなのか。国にあわせなければ何かペナルティーのようなものがあるのか。

堀副主幹

経営姿勢の部分については、項目数は非常に大きなポイントごとになっているが、道が定めるポイントとは別に重点指標がある。その筆頭に課税限度額を法定限度額に合わせることを、そのほかに同じ位置づけとして資格証明書を発行すること、赤字保険者においては保険税を引き上げること、国保ヘルスアップ事業を実施することなど要否適正化に努めるということがポイントとは別に重点指標という形で定められている。この特別調整交付金については、国民健康保険の経営努力をいかにしているかということが評価されるのであり、ほかに対するペナルティーという部分はないが、滝川市については長年赤字で苦しんでいる状況にあるので、経営努力によって国から受けることができる交付金についてはしっかり受けていきたい。

委員長

他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員

この補正によって会計全体にどういった影響を及ぼしているのかわからない。経営にとってどういった補正につながるのか説明願う。

堀副主幹

数字を見ていただいてもわかるが、今回の補正の一番大きなものは保険給付費で予算より大幅に下がる見込みになっている。保険給付費は毎年2億、3億ベースでふえており、平成20年においても費用額については同様にふえていくと推測しているが、費用額10割の部分については今は安定しており、前年に比べるとわずかに減少傾向で、保険者が負担する金額については70～74歳の高齢受給者の窓口負担は1割に据え置かれているが、保険者の負担が9割から8割に軽減されたことで大幅に減少する見込みになっている。過年度の精算の部分で

委員 長	は一般では1,700万円戻すが、退職者医療の部分では逆に5,000万円の交付が受けられる状況になっており、会計全体としては悪くない状況と考えている。他に質疑はあるか。(なし)(6)、(7)については報告済みとする。(8)から(10)について説明願う。 (8) 平成21年度高医療費市町村の指定について (9) 平成20年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について (10) 後期高齢者医療制度の特別対策に係る広報等の実施状況について
榎木課長 委員 長	(別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わった。(9)については議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(8)から(10)については報告済みとする。(11)から(15)について説明願う。 (11) 平成20年度滝川市一般会計補正予算について
深瀬課長	(別紙資料に基づき説明する。) (12) 北興化学工業における埋設農薬の処理について (13) アライグマ対策講習会の開催について (14) 滝の川墓地における墓碑の傾斜への対応について
岸副主幹	(別紙資料に基づき説明する。) (15) 滝川市安全・安心地域づくり条例案要綱について
樋郡主幹 委員 長	(別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わった。(11)、(15)については議案関連なので留意願う。質疑はあるか。
渡 辺	墓碑の傾斜は何度傾いて云々ということがあるようだが、もとは地盤が原因でないかと思う。地盤の調査、検証についてはどうなっているのか。
岸副主幹	かなりの年数がたっており、今調査しても原因究明ができない。何百万円の経費をかけて調査をしても結果がはっきりしない可能性が強いので地盤調査はしていない。
渡 辺 岸副主幹	どの業者が多いかなどの調査はしていないのか。 調査をしても業者に責任があるかどうかわからないのでどの業者が多く施工しているかは調査していない。
委員 長 酒 井	他に質疑はあるか。 ① 北興化学については、前回の委員会では道筋が見えないということだったが、このような形になってほっとしている。新聞報道などではこれから進むと出ていたが、このままいけば21年度中にこの問題は解決すると見込んでよいのか。 ② 滝の川墓地については、対象になった方は非常に気の毒と思う。費用の部分もあって調査できないことから5年の時限でやるとのことだが、この問題で例えば今後対象地域がふえてくることも予想されるわけで、5年で区切らないで対象地域の方は補助するという形にできないのか。1.2%だった傾斜が1.5%になったから直そうとなったときに5年が過ぎていたということではうまくないのではないか。どこの業者が悪い、何が悪いとも言えない中で柔軟な対応はできないのか。
西村部長	① 2月20日に道議会に予算案が出るとのことである。本日も北興化学から職員が来て議決前ではあるが19日に道に行行って議決される予算内容の概略、スケジュールを確認するとのことである。20年度の補正予算ということで上程されると聞いているので3月末まで残り少ないことから明許繰越的なものが考えら

	れるが、期限が21年までなのかといった部分も確認したい。まだスケジュール関係ははっきりしていないが、めどとしては21年度中と想定している。はっきりした時点で報告させていただく。
岸副主幹	② 今後傾斜がふえてくるかは予想しがたい部分があるが、当初44基発見されたうちのかなりの部分が傾斜が起きてきていることから、今後新たに傾斜がふえてくる部分は少ないと思っている。ただ使用者の心情を考えるとなるべく市もそれにこたえるようなことを考えなければならないので、傾斜の収まり具合を見ながらどうするか考えたい。今のところこういう方針でいくというところまではまとまっていない。
酒 井	墓地の問題については調査していくとのことなので、今年度はともかく、柔軟に対応するよう意見として申し上げる。
深瀬課長	先ほど部長から答弁した埋設農薬が21年度中に解消されるかという点だが、実は北興化学には国が対象としている残留性の有機塩素系農薬コックス農薬以外に北興化学独自の水銀農薬も200トン埋設されているので、こちらは北興化学が独自に処理をしなければならない。北興化学としては処理する意向だが、水銀農薬の処理の過程が少し難しいということで、もし21年度当初から取りかかったとしても年度内に処理し切れるかは疑問なところがある。
委 員 長	他に質疑はあるか。
窪之内委員外議員	① 独自の水銀農薬を北興化学で処理することをきちんと把握しているのか伺う。 ② 全国的にこれまで無害化ということをしてきたわけで、処理する過程で周辺に与える影響も心配されるが、そういった心配はないのか。協議会を開いてみないとわからないものなのか。
岸副主幹	① 北興化学で200トンを責任を持って処理すると明言している。残留性有機塩素系農薬の処理と一体的に同じような期間の中で処理するとのことである。ただ、特殊な処理が必要なので多少時間がかかる場合もある。また、受入先が限定されていることで受入先の都合もあることから、21年度で処理できない部分が出てくるかもしれない。 ② 埋設しているときは農水省の所管で処理しているが、掘り出す段階になると産業廃棄物という扱いになり環境省の所管となり、いろんな環境に関する法律で処理方法が定められている。そのルールに従って処理されることになるので周辺の環境についても十分配慮された中で処理されると思う。処理に当たっては、まだ名称は決まっていないが新たに検討会のようなものを組織すると聞いており、そこに市や道など関係者も入ってどういう処理をするのか監視をしながら見守っていくことで大丈夫と思う。
窪之内委員外議員	周辺に農家もあるので、協議会でどういうふうにするのかを住民に周知した形で行ってほしい。
委 員 長	他に質疑はあるか。(なし) (11)から(15)については報告済みとする。所管の入れかえを行うので15時20分まで休憩する。
	休 憩 15:06
	再 開 15:19
委 員 長	休憩前に引き続き会議を再開する。(16)から(18)について説明願う。
谷本副主幹	(16) 平成20年度滝川市一般会計補正予算について (別紙資料に基づき説明する。)

橘 課 長	(17) 滝川市障がい福祉計画について (別紙資料に基づき説明する。)
橘 課 長	(18) 生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について 前回の委員会で報告した以降の裁判の動向について報告する。まず刑事事件だが、詐欺及び法人税法違反事件で元介護タクシーの板倉と小向受刑者の札幌地裁における判決結果については前回の委員会で報告申し上げたが、その後2週間の控訴期間に両受刑者とも控訴しなかったことで最終的には札幌地裁で言い渡された刑が確定した。板倉容疑者は懲役4年6カ月、罰金500万円。小向容疑者は懲役2年。会社側として高寿福祉興産が罰金400万円ということで刑が確定している。民事裁判だが、滝川市長が原告となっている片倉受刑者ほかを含む7個人、1事業所に対する損害賠償請求事件について第4回の口頭弁論が2月12日に札幌地裁で行われ、被告側は全員出廷できないということで2グループに分けている。これは被告、原告とも合意の上だが、第1グループとしては片倉勝彦、ひとみ両受刑者、板倉、小向両受刑者、高寿福祉興産である。第2グループは会社代表である後藤被告、会社役員である穴田、三納両被告である。現在は第2グループをメインに裁判を行っている。今まで4回の口頭弁論を行っているが、第3回、第4回の口頭弁論については、公判会場がラウンドテーブルということで実質的には非公開の裁判である。第5回の口頭弁論は4月16日ということである。滝川市長ほか被告となっている住民訴訟に係る損害賠償請求事件だが、本日第3回の口頭弁論が札幌地裁で行われている。
委 員 長 酒 井	説明が終わった。(16)については議案関連なので留意願う。質疑はあるか。 障がい福祉計画について、前回案的なものは出ていたが、素案というものはいつぐらいに示す予定か伺う。
橘 課 長	現在第3回目の策定部会を開いており、あと二、三回の策定部会を予定しているので、3月初旬には何とか素案を策定部会で提案したいと思っているが、そのころをめどに委員会を開催していただければ出したいと思っている。
委 員 長 堀	他に質疑はあるか。 障害者自立支援給付について、当初予算されていた分より受給者数が減になってマイナス補正とのことだが、当初の人数と現状の人数を伺う。
谷本副主幹	特別障害者手当については当初は61人で見込んでいたが、決算見込みでは55人ということでマイナス6人である。障害児福祉手当については当初は43人で見込んでいたが、決算見込みでは37人ということでマイナス6人である。
委 員 長	他に質疑はあるか。(なし) (16)から(18)については報告済みとする。(19)から(22)について説明願う。 (19) 平成20年度滝川市一般会計補正予算について (別紙資料に基づき説明する。)
佐々木課長	(20) 滝川市こども未来づくり条例の制定について (別紙資料に基づき説明する。)
杉山主査	(21) 新年度予算関連(ファミリーサポートセンターの開設ほか)について (別紙資料に基づき説明する。)
佐々木課長	2点について口頭で説明させていただく。1点目は保育料の改定ということで、タッグ計画に基づいて平成17年から改定しており、4年間の経過措置を設けて21年度が最後ということで、引き続き改定を行いたいというものである。国の基準の改定の正式な通知が来ていないことで、内容的には5年間を見据えたべ

ースになるものをつくっているが、国からの通知が来てからお示ししたい。保育所の制度ではことし3人目の無料化が予算案で上がっており、それを含めて通知が来る予定である。一度に値上げするのではなく4年間の経過措置を設けて国の徴収基準の考え方に沿って段階的に改定していることで、平成20年、21年は約2%と少しぐらいの改定となっている。恐らく今月下旬になると思うが国の通知が来てから保育所等には通知していきたい。2点目としては、児童館の運営ということで、新タッグ特別委員会で議論いただき母親クラブでの説明もしてきたところだが、新年度予算に向けて児童館の日曜、祝日の休館、江部乙地区学童クラブを新しく開設したいと考えている。日祝については、以前に新タッグ特別委員会等でも説明しているが、滝川市は毎日運営をしている道内でも数少ない自治体である一方で、全くゼロではないが日曜利用が極端に少ない状況である。日曜日は、保育所も学童クラブも休みで親子団らんの大事な日であるという前提で地域等で説明会をしてきたが、全市的にさらにニーズの高い事業ということで学童クラブ等の事業を行うために、総合的に考えて少しでも効率化できるものは効率化したいという考えである。江部乙地区の学童クラブは、平成20年からで、学校から帰ってまっすぐ児童館に行って厚生員にみてもらって親が迎えに来るまでそこを生活の場とする事業である。昨年からはじめて月3,000円の料金をいただき、当初100人ぐらいを見込んでいたが、延べ170人、出入りがあるので実際は140人ぐらいだが、かなりニーズが高く、江部乙地区でアンケートを取ったところ数字も高く、仮申し込み状況でもそれなりの数があるとのことで江部乙地区での実施に踏み切ったところである。

(22) 定額給付金及び子育て応援特別手当について

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。いずれも議案関連なので留意願う。質疑はあるか。議案関連ということだが、こども未来づくり条例はともかく、それ以外の部分で厚生常任委員会で説明したもので果たして十分かどうかを全体として伺いたい。今口頭で説明した江部乙の学童クラブはともかく、日祝休館について厚生常任委員会で説明したのはいつだったのか。私は新タッグ特別委員会では11月に伺ったが、記憶する限りでは聞いていないと思う。それ以外の部分でも保健福祉部で次年度からスタートするものでまだ当委員会に報告されていないものもあると思うが、そうしたものの整理はどうなっているのか。このまま3月議会に突入してしまうのか。

今回のファミリーサポートセンター、児童館の関係も当委員会では初めてで、申しわけなかった。酒井委員は新タッグ特別委員会に入っておられるが、新タッグ特別委員会では説明しており、特に日祝については8月前から地域の方、育成会、12月には母親クラブの代表、町内会等にも説明した経緯がある。日曜日の利用がかなり少なく、効率化できるものは少しでも効率化したい、同じ児童館関連でも学童クラブなどの新しいニーズもあり、そういうものに振り向けたということで今回提案させていただいた。

ここで申し上げたいのは第一義的に審議されるのは厚生常任委員会である。新タッグ特別委員会は新タッグ特別委員会で私も委員なのでその中で話し合いをするが、やはり常任委員会を第一に考えてその上で新タッグ特別委員会に出すのが筋と思うので、この点は十分留意していただきたい。少なくともファミリーサポートセンター、児童館日祝休館については新タッグ特別委員会でも1回

立野主幹
委員長
酒 井

佐々木課長

酒 井

しかやっていない。この部分についても3月議会までに厚生常任委員会を開いてくださいとは言わないが、少なくとも補足する資料を机上配付していただきたい。例えばファミリーサポートセンターで出ている最低賃金にも満たない額は有償のボランティアがあるということからそうした金額が設定されている、他の自治体でもそういう形でやっている実績があるということを説明されたが、そういったことも含めてどういった事例でやっているかがなかなか見えてこない。このまま発車してどの程度の人員が出てくるのかということもある。果たして新年度の議会でやるのか、なじむのかどうかという問題と思う。その手前の問題と思うので資料提供していただきたい。児童館日祝休館についても同様である。必ずしも皆さん納得したわけではない。そういったことも含めてもう少し検討していただきたい。

委員長
佐々木課長

今資料要求があったが、資料は後ほど配付できるか。

児童館の資料ということでは、新タッグ特別委員会で土日の比較表を配付している。ファミリーサポートセンターについては、説明不足だったが国の事業として本人のやりとりを生業としているわけではないので、全国的にも設定額が1時間400円、500円ということで少額になっている状況である。新タッグ特別委員会のときの資料は、この前半の上のほうしか出していないので下の数字などは出してないが、出せる範囲で出させていただく。

酒井

前回日祝の利用状況について伺ったが、その前の新タッグ特別委員会で伺ったときには日祝の休館についてはおおむね理解されているという話を伺ったが、実際に児童館に行って親御さんの話を聞くと必ずしも皆さん理解しているわけではない。そういったことの意見集約もしていると聞いたので、そうしたことも含めてどういった意見があるかということをもとめたものがほしい。

委員長

酒井委員からあった資料要求を委員会として要求することでよいのか。(よし)委員会して資料要求する。後ほど机上配付願う。他に質疑はあるか。

渡辺

① 定額給付金、子育て応援特別手当の関係で市民への周知について、国会のほうがおくれていることが理由になっているが、どのような方法で行うのか伺う。

② 申請、口座振り込み、窓口での受け取りなどいろいろな方法がある。要らない人はいいが、余った分は市にいただけるのか、それとも国に返すのか。

③ 事務費の試算について、システムを変えろということで本当にこの600万円で間に合うのか伺う。

立野主幹

① 市民周知については、広報4月号で1回目をしたいと考えている。3月17日を通らなければなかなか難しいところで、2月25日が4月号の締め切りなのでその辺の流動性が考えられる。次に新聞折り込みだが、滝川市は2月1日現在で住民登録されている全員に申請書をお送りするので、周知としてはまずそれではできるといったことがある。子育て応援特別手当については、3歳、4歳、5歳の人は1,000人ぐらいいるが、第2子なのか住民票上ではわからない部分がある。18歳以下でお父さんの保険証に入っていて転居して市外に住所がある方については第2子と判定できないので、扶養の保険証の写しをつけてもらったりするが、3歳、4歳、5歳の方がいる全世帯にはこういう方については該当しますということで申請書を送る段階で別紙を入れて周知していきたいと考えている。子育て応援特別手当については、もしできるのであれば3歳、4歳、5歳がいる保育所、幼稚園などを通じた周知方法もあるかと思うが、定額給付

金については2月1日にいる全世帯が対象なのでそのようにしていきたい。

③ 国の提示額が積算の基礎となるが、滝川市は限度額の中で積算させていただいた。もし足りなくなっても国が最終的に精算して出してくれるのかもしれないが、今の段階では積算の基礎となる中身で予算を組んでいる。

② 補助金なので余った場合は国に返還する。辞退した人、結果的に請求しなかった人の分についても国に返すことになる。

委員長
堀

他に質疑はあるか。

① ファミリーサポートセンターの考え方について、会員に登録していただくことが条件のようだが、事業自体が知られていないのでたまたま不便を感じて緊急にお願いしたいとなった場合も会員登録していないと応援できないのか伺う。

② 子育て応援特別手当について、2月1日時点で出生している方が対象になると思うが、出生届の期限があれば教えていただきたい。また、4月11日ぐらいには発送したいとのことだったが、4月は新入学やいろんなことがあってお金が非常にかかる月なので、一日でも早く支給できるような努力をしていただきたいかがか。

佐々木課長
立野主幹

① 緊急に登録できるように弾力的に配慮していきたい。

② 定額給付金も子育て応援特別手当も転居、出生の法定の届け出期限は14日以内で、2月14日が土曜日なので2月16日までが法定の届け出期限となる。口座振替、発送、システムの改修など予算審議の前にいろんなことを考えてやっていきたいが、発注してから業者が改修するまでには時間がかかる。急がせたいとは思いますが、今の段階では4月11日に向けてやろうということである。郵便局と相談したところ、旭川の東郵便局に滝川市内の配達リストを順番にする機械があり、11日の朝に持って行って11日の昼から機械にかけられるので、そのようなシステムで郵便局としては各戸に配達したことを確認しながらやらなければならないということで、選挙と同じシステムでやりたいと言っている。郵便局が機械を借りられる時期が早まればいいが、市のほうのシステムも含めながら精査して少しでも早く給付したいと思っているので理解願う。

委員長

他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員

① こども未来づくり条例について、「こども」という字が平仮名になっている。理念があってしていると思うが、一貫性がないので使い分けをしているのか伺う。平成22年度からの滝川子どもプラン、子育てと言うときも漢字だが何か使い分けや今後の方向性を持ってやっているのか伺う

② ファミリーサポートセンターは、人件費を伴うので予算関連で出すが、どのような中身にしていくかは今後の検討課題と受けとめてよいか。ここに出てきたものだけという点では、まだまだアドバイザーが何をやるのかなどいろんなことがある。ファミリーサポートセンターに向けたいろんな検討が出てないから予算配分はするが、中身はもっと検討して委員会でもいろんな内容について提案し、論議する場があると確認してよいか。

佐々木課長

① こどもセンターやこども発達支援センターなどの条例名で平仮名を使っていることでの法制担当との打ち合わせの結果である。

② ファミリーサポートセンターの当初予算の53万6,000円はアドバイザーへの謝礼や運営費、通信費等である。すぐに開設するわけなく、講習会を開いたり提供会員を募集していくが、9月の開設に向けてこの委員会でも意見をいた

	だきたい。現状 30 市町村で実施し、近隣では深川市が実施しているが、年々利用回数がふえてきている。始めた平成 13 年度は提供会員が 17 名だったが今は 26 名で年間利用件数も 360 件とふえており、恵庭市、千歳市など全道的にもかなりふえてきているので、そういった状況も含めて今度資料を用意する。新年度は最低の予算をつけていただき、逐次報告または意見をいただきたい。
窪之内委員外議員	こども発達支援センターなどが平仮名だったとのことだが、それなら滝川子どもプランの次世代育成支援行動計画は漢字のままで行くのか。障がいも平仮名にしたということもあり、一定の基準を設けて漢字の使い分けをしたほうがいいと思う。ファミリーサポートセンターについては、まだまだ中身を議論したい。形が決まっていて新年度から出発してしまうということなら異論があるが、こういう方向性を持って行くということで、例えば今実施している 30 市町村の中でふえていっているが問題点もあるはずなので、そういうことも含めて委員会の中で議論してよりよいものにしていく必要がある。実施までにきちんと論議する時間はあると今の答弁で受けとめたが確認したい。
狩野部長	今回予算に計上させていただいた部分は限られた部分で、これから詰めていく部分としては、アドバイザーの役割、提供会員、登録会員の役割、責任といったいろいろなことが出てくると思う。先進事例のところでもメリット、デメリットがいろいろ考えられると思うので、委員会の中で情報として提供する中で委員の意見をいただけるような形でファミリーサポートセンターを継続していきたいし、9 月の開設に向けて意見をいただきたい。
委員長	他に質疑はあるか。(なし) (19) から (22) については報告済みとする。(23) から (25) について説明願う。 (23) 平成 20 年度滝川市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第 2 号)について
山崎課長	(別紙資料に基づき説明する。) (24) 条例制定・改正 ・保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例制定について ・介護保険条例の一部改正について ・地域包括支援センター条例の一部改正について ・基金条例の一部改正について
高田副主幹	(別紙資料に基づき説明する。) (25) 第 4 期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画概要(案)について
高田副主幹	(別紙資料に基づき説明する。)
米澤主査	(別紙資料に基づき説明する。)
委員長	説明が終わった。(23)、(24)は議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし) (23) から (25) については報告済みとする。ここで一たん休憩する。再開は 17 時 10 分とする。 休 憩 16 : 52 再 開 17 : 07 休憩前に引き続き会議を再開する。 ○ 所管事務等に対する通告質問について(渡辺議員)
渡 辺	(別紙資料に基づき説明する。)
委員長	質問が終わった。答弁願う。

狩野部長

現組織職制上、私から答弁するのでよろしくお願いします。

①② 頻繁に出入りしていた時期とのことだが、頻繁に出入りしていたという印象はなく、平成15年か16年からと記憶しているとのことである。また、年に三、四回程度とのことである。

③ どのようなメンバーかという部分だが、来庁時は片倉受刑者本人、時として妻、付き添いとして白衣を着た人がついてきたようだが、本人はタクシー会社の人と思っていたようである。

④ なぜ親しくなったのかという部分だが、所管課で納得できないケースの場合、いろんな方が秘書課、今は秘書室だが、電話や来庁により苦情や相談を持ちかけるケースがある。今回のケースも秘書として片倉受刑者を特別視することなく、他の苦情を言われる方、相談を持ちかける方々と同様の対応をしてきたところである。したがって特に親しくなったわけではないと申している。

⑤ 関係が深いと考えるかという部分だが、どういう意味で由々しいやみの部分、あるいは秘書課との関係が深いとの発言をされたのかわかりかねるが、苦情を言いに来られる方はほかにも多々おられる。対応としてはまずじっくり話を聞くところから始める。秘書課は担当事務すべてを把握しているわけではないので、担当を呼んだほうがよいと判断したときには担当に秘書課まで来てもらい対応する場合もある。そのことをもって由々しいやみの部分、秘書室と関係が深いと言われているのであれば誤解と言わざるを得ない。

⑥ 何度も申し上げているとおり、これまでも真実を話してきているところである。病院問題については、片倉受刑者が自分が要求する診療をしてくれと言ってきたことがあるようだが、その場合も病院の事務担当にその内容を伝えたとのことである。介護タクシーの選定、福祉事務所の許認可、認定についての話は全く耳にしたことはなく、質問にあった立替金120万円についても事件後初めて聞いたとのことである。秘書課での真実を語ってほしいとの質問だが、秘書として苦情、相談を受けた場合の対応を行ってきたところで、特別な扱いをしたり、特別な感情を持って対応をしたということは一切ないということをぜひ理解いただきたいとのことである。

⑦ 利便をお願いしたというような発言については、ぜひ撤回をいただきたいとのことである。これは私としてだが、本人の名誉のためにも逆にお聞きしたいところと思っている。ごらんになった報道をもってあたかも事件に関与しているかのような判断をされているとしたら誠に心外である。議員が調べた事実に基づいて質問いただきたい。

委員長
渡 辺

説明が終わった。渡辺委員。

本人でないから読んでいると思う。撤回はしないので再質問を介護タクシー関係だけに限って何点かしたい。

① 札幌のタクシー会社の社長や運転手が片倉受刑者とともに秘書課に来ていたということは、初めからこの会社のタクシーを利用するというのが密約のような、苦情処理と言われたがそういう段階ではないと思う。どうしてこういう要求を受け入れるような橋渡しをしたのか。きっぱりと断り、ましては福祉課の係を呼ぶような段階ではないと思うがいかがか。

② 病状や病院の問題もあるが最大の問題点は移送費である。医療費の支出より介護タクシー代金を詐欺した本件の重要性からすると、秘書課という密室で入札に該当するような、不正密約と言えるような片倉側と福祉事務所で交わし

たとえられる橋渡しを知った市民、私も異常と思うが、その点について伺う。
③ 当初片倉側と福祉事務所の職員を引き合わせた秘書課で、毎日 25 万円から 35 万円も支払われており、8 月ごろからは妻が参入して毎日 1 家族に 50 万円以上の大金が移送費として支払われていたことについて、橋渡しと言うのは変だが苦情処理をした秘書課はいつごろそういうことを知っていたのか伺う。
④ 監査委員は、滝川市内には利用できるストレッチャータクシーがないと言っているが、介護員をつければ十分ストレッチャータクシーと言える対応ができたし、巨額の詐欺を防げたのではないかと思う。そういう意味で立ち会わせて秘書課の責任は極めて重要と思うがいかがか。
以上 4 点についてお答え願う。代理なので必ず答えてくださいとは言わないが、どんな見解を持っているか伺う。

委員長

質問が終わったが、答弁はあるか。休憩する。

休 憩 17:23

再 開 17:26

委員長
狩野部長

休憩前に引き続き会議を再開する。狩野部長。

4 点ほどの再質問があったが、基本的に渡辺委員の質問はあくまでも当時の秘書課が関与していたかのような前提のもとでの再質問と受けとめているので、当時の秘書課長が申し上げているとおりに利便をお願いしたということは一切申ししていないし、逆にあたかも事件に関与しているかのような判断をしているとすれば本人にとって非常に不名誉なことなので、私は保健福祉部長の立場で代弁させていただいているが、先ほど申したとおりの答弁しか用意できないので理解願う。

渡 辺

代理答弁はこういうことになる。部長の言っていることはそのとおりに思うが、こういうことについて橋渡しをしたことがないとか、不名誉だとかは本人が言わなかったら一切認められない。今後もあるので本人に出ていただきたい。

委員長
狩野部長

部長から何かあるか。

きょう答弁申し上げた内容は、本人から直接の聞き取りによるもので、私から申し上げたとしても本人が申し上げたのと何ら変わらないのでその辺を斟酌いただきたい。

2 第 1 回定例会以降の調査事項について

委員長

別紙のと通りの調査項目で調査をすることでよいか。(よし)第 1 回定例会以降の調査事項は別紙のとおりとする。

3 その他について

委員長

何かあるか。(なし)

4 次回委員会の日程について

委員長

次回委員会は、正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし)以上をもって第 22 回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 17:29